

# 「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

## 1 趣旨

- 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年九月一日自治省令第二十七号。以下「地公災規則」という。）第1条の2の規定に基づく公務上の災害の範囲については、地公災規則別表第1において具体的に定められている。
- 公務上の災害の範囲について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

地公災規則別表第1を以下のとおり改正する。

### (1) 対象業務等を見直すもの

#### ① 地公災規則別表第1第3号4（上肢障害関係）について

地公災規則別表第1第3号4を「電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」とする。

#### ② 地公災規則別表第1第6号1（伝染性疾患関係）について

対象業務に「介護の業務」を追加する。

### (2) 業務上の疾病の範囲を見直すもの

以下の疾病を業務上の疾病の範囲に追加する。

#### ① 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

#### ② 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝細胞がん

#### ③ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ

#### ④ 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

#### ⑤ 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

## 3 施行期日

公布の日（平成22年7月1日）